

別表

項番	(あ) 諮問 受理 番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る保有個人情報及び内容	(お) 訂正請求の理由	(か) 担当	(き) 決定	(く) 訂正を行わない理由	(け) 審査請求 年月日	(こ) 審査請求人の主張	(さ) 実施機関の主張
1	令和2年度諮問受理第1号	令和2年4月8日 大総務第e-4号	令和2年2月3日	R 2.1.6 付大総務第e-194号の「開示請求に係る保有個人情報」欄 【訂正を求める箇所】 なお、「平成30年3月19日に受けた弁護士によるリーガルチェック」については、実際は北区役所及び福祉局が平成30年3月13日に法律相談を行い… 【訂正を求める内容】 実際は、 <u>総務局</u> 及び北区役所・福祉局が平成30年3月13日に法律相談を行い	「平成30年3月12日と13日の法律相談には、いずれも総務局、福祉局、北区役所の職員が出席している」との情報公開グループ職員の説明があるため。	総務局 行政課 情報公開グループ	令和2年3月4日 大総務第e-252号訂正不承認	本件訂正請求に係る保有個人情報である法律相談については、北区役所及び福祉局が実施主体であり、総務局の職員は、情報公開制度の所管所属として当該法律相談に随行したものにすぎず、本件訂正請求に係る保有個人情報の内容は事実であるため。	令和2年3月9日	訂正を求めている部分は誤りであるため、本不承認の取り消しと、改めて訂正承認を求める。 弁護士相談を行った所属について、総務局の予算で行われており、総務局職員が参加している。また、不承認理由に「北区役所及び福祉局が実施体…」とあるが、それは、北区役所・福祉局が予算執行した3月12日の相律相談にのみ言えることである。	本件訂正請求の対象である本件相談を行った本市の担当所属の記載は、本件相談に参加した所属全てを記載する趣旨ではなく、本件相談の実施主体である所属を記載したものであるところ、本件相談は審査請求人の公文書公開請求に対する決定を行う北区役所及び福祉局が実施主体となて行われたものであることは明らかである。また、平成30年3月13日に行った法律相談に係る費用の支出が総務局の予算で行われたものであったからといって、法律相談の実施主体も総務局となるものではない。
2	令和2年度諮問受理第2号	令和2年4月22日 大総務第e-21号	令和2年1月29日	R元.11.25付大総務第e-170号不存在による非開示決定通知書 【訂正を求める箇所】 理由の「平成30年3月12日及び同月19日に受けた弁護士によるリーガルチェック…」 【訂正を求める内容】 平成30年3月12日及び <u>同月13日</u> に受けた	同月19日にリーガルチェックを受けた事実がないため。また、13日にリーガルチェックを受けている事実が確認できる。	総務局 行政課 情報公開グループ	令和2年3月13日 大総務第e-269号訂正不承認	本件訂正請求に係る弁護士によるリーガルチェックについては、平成30年3月13日に行った法律相談に対する回答が同月19日に提出を受けた意見書により行われたものであることから、リーガルチェックを受けた日を意見書の提出を受けた同月19日としているものであり、本件訂正請求に係る保有個人情報の内容は事実であるため。	令和2年3月23日	法律相談はH30.3.12及びH30.3.13に行われているので訂正承認決定を求める。 後日、だれもが正しく認識できる表現にする必要があるため。意見書の提出を受けたのが19日だから「…19日に受けた弁護士によるリーガルチェック…」とするのは日本語としても誤りである。また関係資料では「人事室へ予算配付」としたありえない不正が見られる。	平成30年3月13日に行った法律相談については、相談事項に対する弁護士の回答が同月19日に弁護士より提出を受けた意見書により行われたものであり、その回答を得た日を以て弁護士によるリーガルチェックを受けた日とし、「同月19日」と記載したものであるから、当該記載内容は事実である。また、審査請求人の「また関係資料では『人事室へ予算配付』としたありえない不正が見られる。」との主張については、平成30年3月12日に行われた法律相談に関するものであり、他所属が本来「総務局」と記載すべきところを誤って「人事室」と記載したものであるから、本件訂正請求とは無関係である。
3	令和2年度諮問受理第3号	令和2年4月22日 大福祉第157号	令和2年1月31日	R 2.1.6 付大福祉第3330号開示の平成30年3月27日決裁の「下記のとおりリーガルサポーターズ制度を利用したため次案により人事室へ予算配布します。」とする文書の2.相談結果 【訂正を求める箇所】 別紙 <u>事前連絡票</u> （リーガル…）のとおり 【訂正を求める内容】 <u>相談記録</u> （平成30年3月21日）のとおり	添付資料が相談記録（平成30年3月12日）内容から見ても誤りである。いずれにしても矛盾がある。	福祉局 心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和2年3月16日 大福祉第4385号 訂正不承認	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者への対応に関する弁護士への相談に係る費用の予算配付を行うための決裁文書における記載事項であるが、当該予算配付は既に適切に行っており、事務の目的は達成していることから、大阪市個人情報保護条例第30条の訂正義務が生じないため	令和2年3月23日	不承認の理由に「既に適切に行っており」とあり、保有文書をそのまま開示すればこの様な事は起らない。福祉局はこれまでも議事録（同じ議事録で内容の異なるものが開示）等多くの不正があり、今回も公文書の改ざんの疑いがある。	本件情報は、実施機関における弁護士相談に係る費用としての予算配付に係る意思決定に用いた決裁における記載事項であるが、当該予算配付については、平成30年3月27日付けで適切に行っており、公開請求に係る法リスクの管理という事務の目的は達成していることから、条例第30条の訂正義務が生じないことから、本件決定を行ったものである。
4	令和2年度諮問受理第9号	令和2年4月30日 大総務第e-41号	令和2年2月20日	R 2.2.10付総務局長回答の4 【訂正を求める箇所】 本件文書2は…軽易な回答に当たることから、課長を決裁権者 【訂正を求める内容】 本件文書2は <u>重要な</u> 回答に当たることから <u>所属長</u> を決裁権者	本件文書2は公開請求却下を意図した弁護士相談の資料として作成されており、弁護士の判断を左右するものであり、また、R2.2.10付け北区長、福祉局長回答4においても「弁護士の意見を聴取する…慎重を期するため複数名に相談…」とあり、重要である。	総務局 行政課 情報公開グループ	令和2年3月23日 大総務第e-278号訂正不承認	本件訂正請求に係る保有個人情報である本件文書2の決裁権者については、実際に軽易な回答に当たることから課長が決裁権者として決裁したものであり、本件訂正請求に係る保有個人情報の内容は事実であるため。	令和2年3月31日	本訂正不承認の取り消しを求める。訂正請求の承認を求める。 訂正不承認の理由がすべて不正である。本件文書2（権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について）は、その内容が不正であり、知る権利として保障された公開請求を却下する根拠として、作成されたものであり、きわめて重要であり、所属長決裁が必要であることは明白である。	本件文書については、その内容が実際に軽易な回答に当たることから、公開制度等担当課長を決裁権者として作成、提供したものであるため、本件訂正請求に係る保有個人情報の内容は真実である。
5	令和2年度諮問受理第10号	令和2年4月30日 大総務第e-43号	令和2年2月20日	総務局が平成30年3月に作成した「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」のP5にある3-(2) 【訂正を求める箇所】 新たになされた公開請求がこれに該当するか否かの判断については北区役所、福祉局、総務局が…比較した上で判断… 【訂正を求める内容】 総務局の <u>最終的に確定した考え</u> に訂正（総務局を含めるのか、否か）	R2.2.10付総務局長回答（No.2001-10035）の「1の(1)及び1(2)につきまして」「判断…把握している北区役所又は福祉局に限られる…」とあり、総務局の位置付けが不明であり、文書間に矛盾があるため。	総務局 行政課 情報公開グループ	令和2年3月23日 大総務第e-279号訂正不承認	本件訂正請求に係る保有個人情報は、公開請求却下決定に関する事務の本市内部の取扱いについて総務局の考え方を説明したものであり、個人情報保護条例第28条第1項の「事実」には該当しないため。	令和2年3月31日	本訂正不承認を取り消して訂正請求書について訂正承認を求める。 訂正を求めた内容は、私の知る権利を不当に奪う公開請求却下に係る事実であり、総務局の説明において食違いが生じているものである。 総務局のみが保有する文書について、総務局に公開請求書を提出するも、北区役所が公開請求却下決定しており、事実上総務局が決定を行っている。	本件訂正請求に係る保有個人情報の内容は、公開請求却下決定に関する事務についての本市内部の取扱いに係る総務局の考え方を説明したものであり、条例第28条第1項の「事実」に該当しないことは明らかである。 なお、権利の濫用を理由とした公開請求却下決定は、対象となる文書の特定に至る前の段階で、公開請求がそもそも不適法であることを理由に公開請求を却下するものであり、総務局が保有する公文書に対して北区役所が公開請求却下決定を行うものではなく、総務局が北区役所に公開請求却下決定を行わせているという事実もない。

項番	(あ) 諮問 受理 番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る保有個人情報及び内容	(お) 訂正請求の理由	(か) 担当	(き) 決定	(く) 訂正を行わない理由	(け) 審査請求 年月日	(こ) 審査請求人の主張	(さ) 実施機関の主張
6	令和 2年 度 諮問 受理 第11号	令和2年 4月30日 大福祉第 257号	令和2 年2月 20日	R2.1.6付大福祉第3330号開示文書にあるH30.3.27決裁（2枚目） 【訂正を求める箇所】 「下記のとおり、リーガルサポーターズ制度…次案により人事室へ予算配付します。」 【訂正を求める内容】 そもそも予算配付の事実がないのか、あるいは実際に予算配付した所属を確認した上で事実の記載を求める。	R2.2.13付大人事第23号不存在による非開示決定通知書によりこの件について人事室が予算配付を受けていない。	福祉局 心身障 がい者 リハビ リテー ション セン ター相 談課	令和2 年3月 23日大 福祉第 4450号 訂正不 承認	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者への対応に関する弁護士への相談に係る費用の予算配付を行うための決裁文書における記載事項であるが、当該予算配付は既に適切に行っており、事務の目的は達成していることから、大阪市個人情報保護条例第30条の訂正義務が生じないため	令和2 年3月 31日	訂正不承認理由に「…当該予算配付は既に適切に行っており、事務の目的は達成していることから…」とあるが、理由として成立しておらず意味不明である。予算配付先を総務局でなく人事室とした是非や非とした場合の理由についてまったく説明がない。「…適切に行っており…」と言うのであれば、そのコピーを開示する上でこのような誤りはありえない。	本件情報は、実施機関における弁護士相談に係る費用としての予算配付に係る意思決定に用いた決裁における記載事項であるが、当該予算配付については、平成30年3月27日付けで適切に行っており、公開請求に係る法リスクの管理という事務の目的は達成していることから、条例第30条の訂正義務が生じないことから、本件決定を行ったものである。
7	令和 2年 度 諮問 受理 第12号	令和2年 5月8日 大福祉第 341号	令和2 年2月 7日	R2.1.14付大福祉第3459号開示のH27.4.7付「面談時の内容確認について（回答）」 【訂正を求める箇所】 照会することに合意したのではなく、……審査結果に誤りはないかについて厚生労働省に照会し誤りが無い旨の回答をいただき 【訂正を求める内容】 照会することに合意した。（以下は事実に基づく内容を求める。）	北区役所及び福祉局の説明が2転・3転し、そのいずれもがまったく不十分であるため、市の判断（等級認定）が正しいのかどうか判断できないため、十分な説明を求めているが、「審査結果に誤りが無いか」など求めたことはない。	福祉局 心身障 がい者 リハビ リテー ション セン ター相 談課	令和2 年3月 30日大 福祉第 4601号 訂正不 承認	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者が行った本市への依頼に対する回答における評価・判断に関わる内容であり、大阪市個人情報保護条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和2 年4月 8日	訂正を求めている内容が面談で合意した事実であること。訂正を求めている部分の内容が事実でなく誤りであること。 ①、②について、これまでの市民の声とその回答により、「照会することに合意」したものであり「審査結果に誤りが無い旨の照会」の合意など存在しない。また障害認定審査に誤りが無い旨の回答も存在しない。詳しくは口答意見陳述で行う。	本件情報は、審査請求人からの求めに対する本市の回答文書であり、審査請求人が訂正を求める箇所は、福祉局の判断、見解等を記載したものである。こうした判断・見解等は客観的に判断できる事項ではなく、客観的、明確に誤りがあるとは認めがたい性格を有するものであり、本件情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。
8	令和 2年 度 諮問 受理 第22号	令和2年 5月21日 大北福祉 222号	令和2 年2月 3日	令和2年1月6日付け大北福祉第1149号「部分開示決定通知書」 【訂正を求める箇所】 平成30年3月19日付け公開請求に対する決定の方針についての意見書 【訂正を求める内容】 平成30年3月12日……意見書	R元.12.16付開示請求に対する北区・福祉局いずれの実施案にも相談日時 平成30年3月12日とある そもそも3月19日には弁護士相談を行った事実が確認されないため。	北区役 所福祉 課	令和2年 3月4日 北福祉 1672号 訂正不 承認	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者への対応に関する弁護士への相談に係る本市の意志決定に用いた決裁における記載事項であり、個人情報保護条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和2 年4月 23日	件の訂正不承認をの取消しと新たな訂正承認を求める。事実でなく誤っている内容（特に日時）は訂正する必要がある。そうでないと事実が何なのか不明となり、請求文書が開示されたのかについても確認ができない。	本件情報は、審査請求人が行った保有個人情報開示請求に対し行った部分開示決定に際して実施機関が特定した保有個人情報の表記であるが、対象となる情報が、北区役所及び福祉局が平成30年3月13日に行った有識者（弁護士）への相談に係り平成30年3月19日付けで作成された有識者の意見書であることから、実施機関において「平成30年3月19日付け公開請求に対する決定の方針についての意見書」との表記が適当と判断し決定したものである。これについては北区役所の判断・見解等に関わる事項であって、条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。
9	令和 2年 度 諮問 受理 第28号	令和2年 5月25日 大福祉第 494号	令和2 年2月 3日	R2.1.6付の大福祉第3331号「部分開示決定通知書」 【訂正を求める箇所】 平成30年3月19日付け公開請求に対する決定の方針についての意見書 【訂正を求める内容】 平成30年3月12日……意見書	R元.12.16付開示請求に対する北区・福祉局いずれの実施案にも相談日時 平成30年3月12日とある そもそも3月19日には弁護士相談を行った事実が確認されないため。	福祉局 心身障 がい者 リハビ リテー ション セン ター相 談課	令和2 年3月 4日大 福祉第 4215号 訂正不 承認	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者が行った保有個人情報開示請求に対し行った部分開示決定に際して本市が特定した保有個人情報の表記であり、個人情報保護条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	令和2 年4月 23日	事実でなく誤っている内容（特に日時）は訂正する必要がある。そうでないと事実が何なのか不明となり、請求文書が開示されたのかについても確認ができない。	本件情報は、審査請求人が行った保有個人情報開示請求に対し行った部分開示決定に際して処分庁が特定した保有個人情報の表記であるが、対象となる情報が、北区役所及び福祉局が平成30年3月13日に行った有識者（弁護士）への相談に係り平成30年3月19日付けで作成された有識者の意見書であることから、実施機関において「平成30年3月19日付け公開請求に対する決定の方針についての意見書」との表記が適当と判断し決定したものである。これについては、福祉局の判断・見解等に関わる事項であって、本件情報が条例第28条第1項の規定による訂正請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報に該当しないことは明らかである。